

函館市いじめ防止基本方針(案)

平成28年12月
函館市教育委員会

はじめに

函館市教育委員会では、本市の義務教育のめざす姿と、今後の取組の方向や目標を明らかにする義務教育推進の指針として、「心豊かに学び共に未来のふるさとを拓く子どもをはぐくむ」を基本理念として掲げた「函館市義務教育基本計画」を推進しています。

本基本計画において示している5つの「めざす子ども像」の中でも、とりわけ「優しさをもって生きる子ども」において、いじめの未然防止等に向けた取組の指針を示しています。

各学校においては、この指針を踏まえ、すべての児童生徒が「いじめを絶対に許さない」という認識をもてるよう指導の工夫・改善を図るとともに、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことを目指し、全教育活動を通して、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育の推進や、自己指導能力の育成を図る生徒指導の充実など、指導・支援の工夫・改善を行ってまいりました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。また、いじめを行った児童生徒に対しても、いじめは許されないということを毅然とした態度で指導する必要があります。

学校・家庭・地域社会を含めた函館市民全体でいじめの防止に向け、強い決意をもって取り組むため、このたび、「函館市いじめ防止基本方針」を策定しました。

平成 年 月
教育長 山 本 真 也

〈 目 次 〉

はじめに

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1) 基本理念	-----
(2) いじめの理解	
①いじめの定義	-----
②いじめの態様	-----
③いじめの要因	-----
2 いじめの防止等のための役割と取組	
(1) 学校	-----
(2) 教職員	-----
(3) 保護者	-----
(4) 地域社会・市民	-----
(5) 教育委員会	-----
3 重大事態への対応	
(1) 重大事態の定義	-----
(2) 重大事態への対処	-----
(3) 調査の主体	-----
(4) 調査方法	-----
(5) 調査結果の取扱い	-----
あとがき	-----
相談窓口一覧	-----

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関わる問題です。いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう）の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなくてはなりません。

(2) いじめの理解

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義します。

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、常にいじめを受けた児童生徒の立場に立つことが重要であり、その判断を表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、担任などの特定の教職員だけによることなく、学校内に組織されているいじめの防止等の対策のための組織を十分活用して客観的に判断し、対応する。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- インターネットを通じたいじめ等、本人の自覚がない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心理的苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

②いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。

③いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- 一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関する重大な問題であり、児童生徒の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができずに起こり得る。

2 いじめの防止等のための役割と取組

この基本方針に基づき、すべての児童生徒のために、学校、教職員、保護者、地域社会・市民、教育委員会等が連携して、いじめの未然防止に努める必要があります。

(1) 学校

学校においては、次の取組を進める必要があります。

- 学校は、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」「いじめさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努め、互いに認め合いながら課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、すべての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる居場所づくりや、他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる絆づくりの取組を進めるとともに、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- 学校は、すべての児童生徒に心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせ、いじめが生まれない環境を醸成する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するために、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを見過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で組織的に対応する。

【具体的な取組】

- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定と点検、見直し
- ・「いじめ対策委員会」における組織的ないじめ未然防止等の取組
- ・いじめに関するアンケートの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・学年を越えたふれあい活動の充実
- ・道徳教育の充実
- ・スクールカウンセラー等の心理の専門家による校内研修の実施
- ・教職員の研修機会の充実
- ・児童会生徒会によるいじめ防止集会の開催

(2) 教職員

教職員においては、次の取組を進める必要があります。

- 教職員は、児童生徒への理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努める。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けるとともに、児童生徒へのいじめにつながるような言動は厳に慎む。
- 教職員は、いじめを行った児童生徒によるいじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみでいじめが解決したものとするのではなく、双方の当事者や周りの児童生徒が好ましい集団活動を取り戻すよう、継続した取組を進める。

【具体的な取組】

- ・積極的ないじめの認知と対応
- ・教職員間での情報の共通理解
- ・研修会への参加
- など

(3) 保護者

家庭は、児童生徒にとってあたたかい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、次の取組を進めることができます。

- 保護者は、児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むとともに、発達の段階に応じて基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等が身に付くよう努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒の生活の様子に変化や不安を感じる兆候があった場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応にあたって、いじめを受けた、またはいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めるとともに、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導し、児

童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童生徒を見守り支える。

【具体的な取組】

- ・PTAによる情報モラル講演会等の開催
- ・保護者用のいじめチェックシートの活用
- ・スマホ、携帯を時間を決めて預かる運動の実施など

(4) 地域社会・市民

地域社会および市民においては、次の取組を進めることができます。

- 地域社会・市民は、児童生徒に対し、その発達の段階に応じた道徳観や規範意識のほか、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ち等を育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 地域社会・市民は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 地域社会・市民は、児童生徒がいじめを受けている、またはいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。
- 地域社会・市民は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。

【具体的な取組】

- ・学校運営協議会や学校評議員会等におけるいじめの問題についての協議
- ・地域における見守り活動の実施など

(5) 教育委員会

すべての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めます。

教育委員会においては、次の取組を進めます。

- 教育委員会は、いじめの問題は、学校や教育委員会だけの問題ではなく、函館市民の総力をあげて取り組まなくてはならない問題である

と捉え、平成7年に、函館市いじめ等対策委員会を設置しています。今後とも、この組織の活動を充実させ、「いじめ等の問題について考える集会」の開催やいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者等からいじめの連絡、通報等があった場合には、当該学校への助言や当該児童生徒および保護者への対応に万全を期すなど、学校の支援に努める。

- 教育委員会は、平成25年度より函館市いじめ等巡回相談員を配置し、本市の市立小中学校に在籍する児童生徒に対して、学校の要請等に応じて学校を訪問し、いじめの未然防止および早期発見を図るとともに、保護者や教職員に対して適切な支援および助言を行っているが、今後、いじめ等巡回相談員の機能を拡充し、児童生徒の心の相談にあたることにより、電話相談体制や教育相談体制の充実を図るとともに、児童生徒たちを取り巻く環境に着目し、いじめの問題の未然防止への対応や、人間関係等の不安解消に向けた専門的な教育相談等を、学校と緊密に連携を図りながら推進する。
- 重大事態が発生した際には、函館市いじめ等対策委員会内に、外部からの専門家を入れた「(仮称)いじめ防止対策調査会」を組織し、対応について協議し、具体的な対応を行う。

【具体的な取組】

- ・ネットパトロールの実施
- ・生徒指導協議会での情報共有
- ・いじめ等巡回相談員による教育相談の充実
- ・警察や児童相談所等との情報交換
- ・関係機関との情報共有
- ・南北海道教育センターでの研修の開催（「生徒指導」「教育相談」等）
- ・電話相談体制や教育相談体制の充実
- ・保護者や教職員への支援および助言
- ・校内研修での助言 など

3 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとしています。

(1) 重大事態の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 「心身または財産に重大な被害」とは
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などが該当する。

平成25年10月11日 文部科学大臣決定
「いじめの防止等のための基本的な方針」より

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 「相当の期間」とは
 - ・年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校または教育委員会の判断により迅速に対応する。

平成25年10月11日 文部科学大臣決定
「いじめの防止等のための基本的な方針」より

(2) 重大事態への対処

(1) の重大事態にあたるかどうかは、第一義的には学校が判断することになります。学校は、重大事態の疑いを含め、それらを認知した場合には、ただちに学校に設置している「いじめ防止等対策委員会」において対応するとともに、教育委員会に報告します。

教育委員会は、学校からの報告を受け市長に報告するとともに、調査の主体を判断します。また、事案により所轄警察署に通報します。

(3) 調査の主体

学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、その事案について調査の主体を判断します。

①学校が主体となる場合

学校に設置しているいじめ防止等対策委員会において重大事態の調査等を行います。この時、教育委員会は学校に対して、必要な指導、適切な支援を行います。

②教育委員会が主体となる場合

函館市いじめ等対策委員会内に、外部からの専門家を入れた「(仮称)いじめ防止対策調査会」を組織し、調査等を行います。

※ ①、②どちらの場合においても、当該重大事案の態様によって、当該いじめ事案の関係者と直接に人間関係または特別の利害関係を有しない弁護士、臨床心理士、社会福祉士、精神科医師等の外部専門家の参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保します。

(4) 調査方法

学校や教育委員会は、当該重大事態に至る要因等を明確にするため、聞き取りや質問紙調査を行い、以下のような事実関係を明確にします。

- いつ（いつ頃から） • どこで • 誰が
- 何を • どのように（態様）
- なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

いじめを受けた児童生徒、およびいじめを行った児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員、保護者に対する質問紙調査

や聞き取り調査などを行います。いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手します。

（5）調査結果の取扱い

教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適切に提供します。また、教育委員会は、調査結果について市長に報告し、いじめを受けた児童生徒、またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

あとがき

平成19年8月26日、本市において、未来ある尊い生命が失われてしまうという、函館市民にとって決して忘れることのできない大変痛ましい事件がきました。この事件において、多くの函館市民が感じた悲しさや悔しさ、やり切れない思い、憤りを時間の経過によって風化させることなく、二度と同じ過ちを繰り返してはならないという強い決意のもと、いじめの克服に向けて、学校・家庭・地域社会を含めた函館市民全体で、強い決意をもって取り組んでいきます。

【いじめ撲滅宣言】

函館市中学校生徒会協議において、平成7年12月19日に「いじめ撲滅宣言」を制定しました。毎年行われる中学校生徒会協議会において、生徒同士で行動宣言を復唱し、いじめが起こらない学校づくりを確認し合っています。

私たち一人ひとりは、かけがえのない人間です。

いじめは、心豊かで生き生きとした学校生活を奪い、命も奪いかねない重大な人権侵害であることを深く認識し、いじめ撲滅に向けて一人ひとりが行動を起こすために、次のことを宣言します。

- 一 私たちは、互いに認め合い思いやりのある発言・行動をします。
- 一 私たちは、仲間として、絶対にいじめを「しない」「させない」「見逃さない」「傍観しない」そして、いじめに立ち向かう勇気を持って行動します。
- 一 私たちは、公共のルールやマナー、情報モラルを遵守した生活をします。

以上

【子どもの生活を考える会 アピール文】

函館市における青少年の非行防止と健全育成のために、学校・家庭・地域・関係機関が「子どもの生活を考える会」を組織し、平成19年1月27日にアピール文を策定しました。

今日、私たちの社会は、国際化や高度情報化に加え、少子化や核家族化が急速に進行するなど、大きな変化の中にあります。

こうした中で、地域社会の連帯感や人間関係が希薄化し、子どもたちを育む地域の教育力の低下や社会環境の悪化が指摘される一方、不審者による声掛け事件の発生やいじめなど子どもたちが被害者や加害者となる事件の多発、また、いわゆる「ひきこもり」やニートなど社会的自立に向けて困難を抱える青少年の増加など、子どもたちをめぐる様々な課題が大きな社会問題となっております。

未来をつくる子どもたちは、無限の可能性を秘め、いつの時代にあっても次代の担い手として期待されるかけがえのない社会の宝です。

そしていま、まさに子どもたちが豊かに育つ環境をつくる大人の役割が問われています。

私たち大人は、家庭や地域で子どもたちをしっかりと受け止め、学校や家庭、地域が一体となって取り組む必要があります。今一度、子どもたちを地域で育てる大の切さを再認識し、教育関係者、関係団体、及び行政が連携協力して次代を担う子どもたちの育成に取り組んでいくために、次のとおり行動していきます。

1、これまで地域の子どもを見守り積極的にかかわる取り組みを推進してきましたが、関係機関の連携を一層深め、子どもたちが安心して登・下校できるよう努めます。

1、地域の大人と子どもが信頼関係を再構築し、地域の連帯意識を回復するため、子どもへの声掛けや挨拶運動などを積極的に推進します。

1、地域の関係機関・団体とともに「安心・安全な街づくり」活動に積極的に参加し、連携・協力を推進します。

【函館市いじめ等対策委員会からのメッセージ】

函館市いじめ等対策委員から、函館の子どもたちへメッセージを発信しました。苦しいときやつらい時、胸の奥にある「心の声」に耳を傾けてくれる友だちや先生、地域の方々がいることを分かって欲しいという願いを込めて作成しました。函館市に住む私たち大人は、この気持ちを忘れることなく子どもたちのために力を合わせていきたいと思います。

つらい時、悲しい時、泣きたい時、気持ちを聴いてほしい時、誰かの肩をちょっとたたいてみて・・・。振り向いてくれるまで、何度も何度もあきらめないでたたいてみて・・・。必ず振り向いてくれる人がいるから・・・。肩をたたいてくれるのを待っている人が必ずいるから・・・。

夏の中体連の時期に、しばらくぶりに電車に乗りました。ジャージを着た大勢の中学生が、始発の電停から一人も席に座らず、吊革につかり、立ったままでした。その時の楽しそうに話し合っている中学生の姿が忘れられません。胸の校章が輝いて見えました。

今、みなさんはすてきな大人になるために、一步一步階段をのぼるように成長しています。これまでに、うれしいことや、楽しいことばかりではなく、悲しいことや、とてもつらいことなどとも出会い、そのたびに、悩みながら乗り越えてきたと思います。

なぜ、乗り越えられたのでしょうか。

自分では意識していなかったかもしれません、あなたが、「本音で向き合って」自分の思いを伝えたから、相手も「本音でこたえてくれた」のだと思います。

お家の方は、あなたが本音で話したことを丸ごと受け止め、しっかりと抱きしめてくれるでしょう。あなたのまわりには、本音でこたえてくれ、一緒に寄り添ってくれる友だちや先生、地域の親しい大人がたくさんいることを決して忘れないでください。

みんなの力を合わせて、いつも笑い声がひびきわたる楽しい学校生活を築いていってほしいと思っています。

相談窓口一覧

函館市教育委員会では、児童生徒が健やかに成長していくための一助として、学校生活や家庭生活のことなどで悩んでいるお子さんや保護者のために、「子どもの悩み相談電話」を開設しています。

はこだて子どもほっとライン
TEL 0138 (57) 3009
(函館市南北海道教育センター内)

相談日：毎週 月曜日～金曜日（祝日をのぞく）
8：45～17：30

上記の電話につながらない時は、こちらにおかけください。

□ 函館市教育委員会学校教育部教育指導課 0138(21)3557

下記の機関においても「電話相談」を受け付けておりますので、ご利用ください。

- | | |
|--|--------------|
| □ 函館市いじめ等巡回相談員相談電話 | 0138(57)6644 |
| □ 子ども何でも相談110番 | 0138(32)3192 |
| □ 子ども人権110番 | 0120-007-110 |
| □ チャイルドラインはこだて | 0120-332-565 |
| □ 函館家庭生活カウンセラークラブ
月・水・金(10時～15時) 火・木(18時30分～20時30分) | 0138(23)4188 |
| 木曜日(13時～16時) | 0138(45)5581 |
| 火曜日(10時～15時) | 0138(57)6161 |